

建設工事等における入札・契約制度の改正説明会

【令和6年4月1日施行】

宮城県

- (1) 建設工事における法定福利費の適切な支払いのための取組について**
- (2) 建設工事総合評価落札方式の手引きの一部改正について**
 - ① (技術提案チャレンジ型) 適用区分の拡大
 - ② (技術提案チャレンジ型) 参加条件の一部見直し
- (3) 建設関連業務総合評価落札方式の手引きの一部改正について**
 - ① (簡易型・標準型) 評価基準の改定
 - ② (技術提案チャレンジ型) 参加条件の一部見直し
- (4) 建設工事及び建設関連業務における前金払について**
- (5) 「優良建設工事施工業者表彰」の制度改正について**

(1) 建設工事における法定福利費の適切な支払いのための 取組について

◆ 新たな取組概要

建設工事において、公平で健全な競争環境の構築及び建設業の担い手確保を図る観点から、社会保険料の原資となる「法定福利費」が請負代金に適正に計上され、下請企業及び労働者まで適切に支払われるよう要請しているところであります。さらなる実効性を高めるため、国に準拠し、契約後に確認・訂正指示等を行う新たな取組を開始するものです。

◆ 対象工事及び確認内容

1. 対象工事 : 予定価格（税込）が250万円超の建設工事（概算契約は除く）
2. 確認基準 : 予定価格に含まれる法定福利費概算額の1/2以上を基準額とします。
3. 確認方法 : 受注者から提出された法定福利費と予定価格に含まれる法定福利費概算額を比較し、基準額以上か否かを確認します。

◆ 適用月日

令和6年4月1日以降に入札公告・指名通知する建設工事

1. 工事費内訳書への法定福利費の明示 【従来より実施】



工事名 付帯工事
 工事番号 ○○地区(△△△)ー□□□号
 工種 ほ場整備工事
 市町村 宮城県
 単価採用年月

許可番号	04:宮城県	—
企業ランク	B	
会社名・番号	直接元請負人:1	
	建設業許可番号を入力→	
	許可番号が無い場合は電話番号を入力→	
配置技術者相当職の年収(円)	直接元請負人:1	
	現場代理人相当職	主任技術者相当職
所要工期(日間)	直接元請負人:1	

工事区分・工種・種別・細別	規格名称	単位	数量	金額	
直接工事費(合計)		式	1	0	0
共通仮設費		式	1	0	0
純工事費		式	1	0	0
現場管理費		式	1	0	0
労務管理費	(内容説明)	式	1	0	
安全訓練等に要する費用	(内容説明)	式	1	0	
租税公課	(内容説明)	式	1	0	
保険料	(内容説明)	式	1	0	
従業員給料	(内容説明)	式	1	0	
退職金	(内容説明)	式	1	0	
法定福利費	(内容説明)	式	1	0	
福利厚生費・通信費・交通費	(内容説明)	式	1	0	
外注経費	(内容説明)	式	1	0	
工事登録費	(内容説明)	式	1	0	
工事原価		式	1	0	0
一般管理費等	(内容説明)	式	1	0	
工事価格		式	1	0	0
消費税額及び地方消費税額		式	1	0	0
工事費計		式	1	0	0

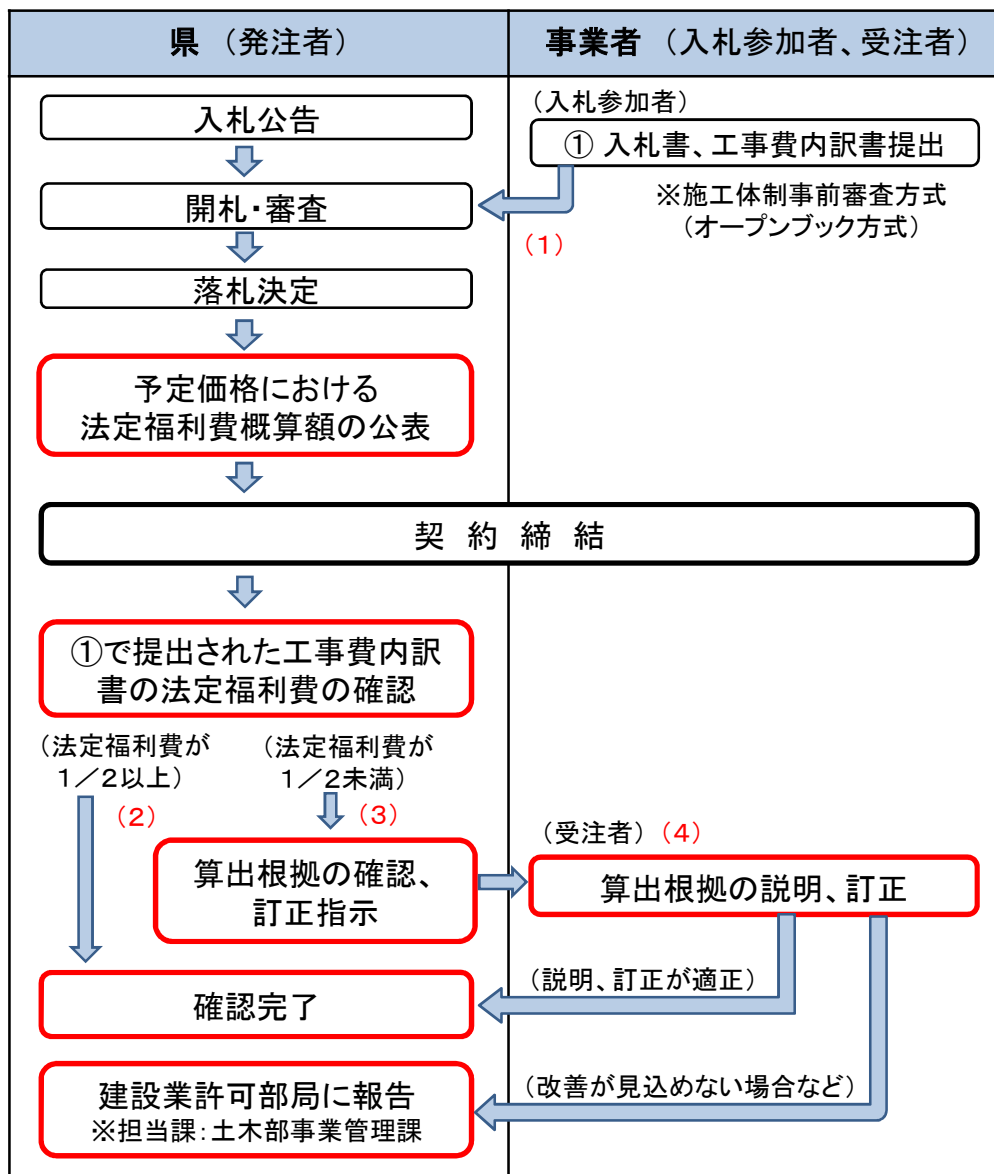
↑ 明示された金額を確認します。

工事価格(合計)	
消費税額及び地方消費税額(合計)	
工事費計(合計)	

入札金額→	0	0
	0	0
	0	0

2. 予定価格に含まれる法定福利費の公表【新たな取組】

◆ 確認フロー図（競争入札の場合）



(1) 入札参加者は、法定福利費が適正に計上されているか確認の上、工事費内訳書を提出してください。

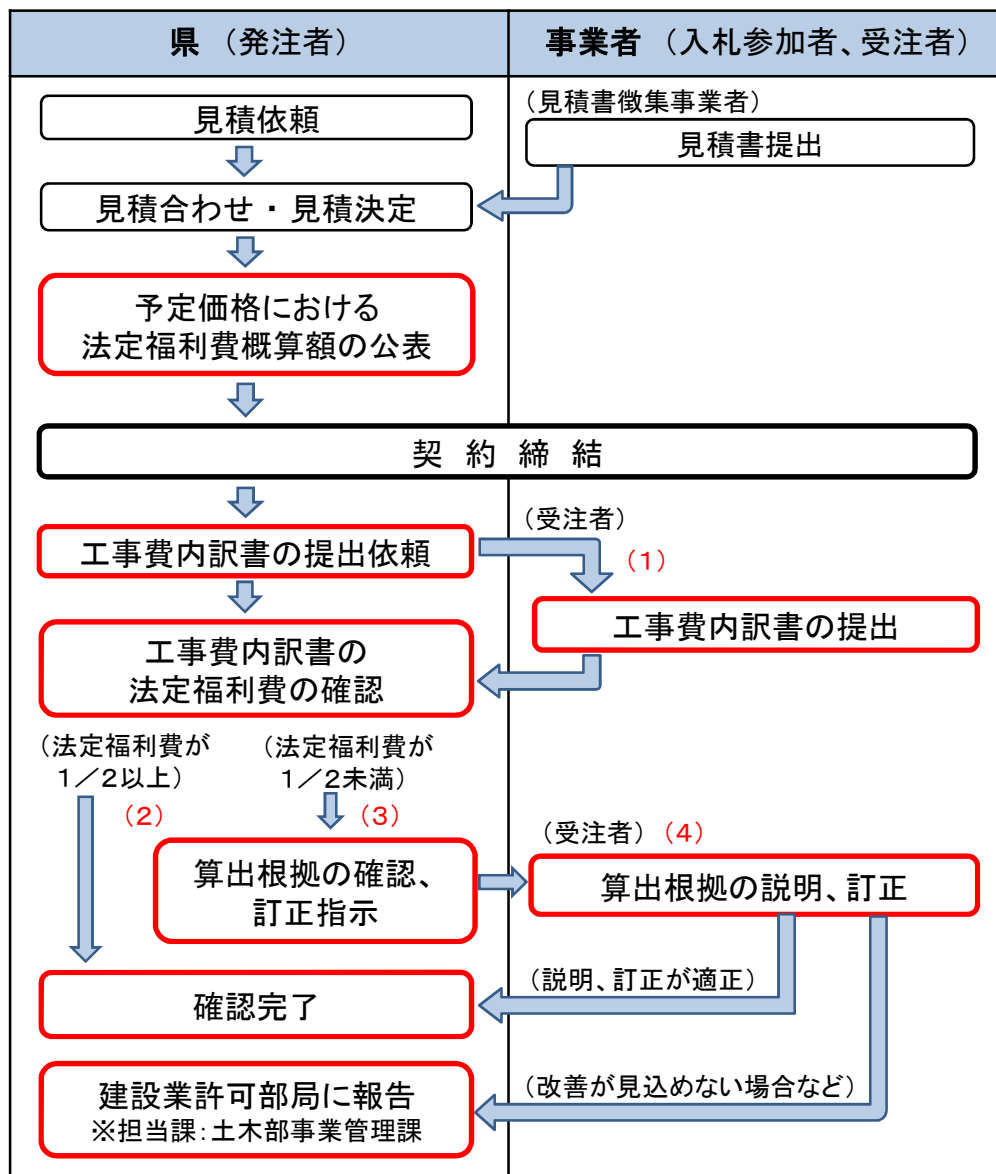
(2) 発注者は、受注者から提出された法定福利費を確認し、概算額の1/2以上の場合、確認完了となります。

(3) 発注者は、概算額の1/2未満であった場合、訂正又は、算出根拠の明確な理由の提出を受注者へ指示する場合があります。

(4) 受注者は、工事費内訳書の法定福利費の訂正又は、算出根拠の明確な理由を提出し、発注者が再度確認を行います。訂正又は、算出根拠が適正であれば、確認完了となります。

2. 予定価格に含まれる法定福利費の公表【新たな取組】

◆ 確認フロー図（随意契約の場合）



- (1) 契約者は、発注者から工事費内訳書入手し、見積合わせ時の予定価格にて入力願います。
- (2) 発注者は、受注者から提出された法定福利費を確認し、概算額の1/2以上の場合は、確認完了となります。
- (3) 発注者は、概算額の1/2未満であった場合、訂正又は、算出根拠の明確な理由の提出を受注者へ指示する場合があります。
- (4) 受注者は、工事費内訳書の法定福利費の訂正又は、算出根拠の明確な理由を提出し、発注者が再度確認を行います。訂正又は、算出根拠が適正であれば、確認完了となります。

2. 予定価格に含まれる法定福利費の計算例【別紙1】

◆ 請負代金にかかる法定福利費の計算例

(国土交通省「法定福利費を内訳書明示した見積書の作成手順」HP : <https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>)

(1) 労務費を算出し、法定福利費を求める場合 : 労務費に各保険料率を乗じることで法定福利費を算出する。

※ 労務費は、現場従業員及び現場労働者に対するもので、現場代理人・主任技術者を除き、数次の請負によって行われる建設事業は、元請業者が全体の工事について事業主として、保険料を負担することとなります。

労務費総額	法定保険料の種類	法定保険料率	事業者負担率	法定福利費
250,000 円	健康保険料	10.05%	5.025%	12,563 円
	介護保険料	1.82%	0.910%	2,275 円
	雇用保険料 ※1	1.85%	1.150%	2,875 円
	厚生年金保険料	18.30%	9.150%	22,875 円
	子ども・子育て拠出金	0.36%	0.360%	900 円
合計				41,488 円

法定福利費 = 労務費総額 × 法定保険料率

※ 保険料率: 令和5年3月現在の率を使用しています

※1 建設業の場合の保険料率

(2) 労務費の算出が困難な場合 : 過去に受注した工事实績から平均的な法定福利費の割合を算出し、工事費に乗じて法定福利費を算出する。

法定福利費 = 工事費 × 工事費あたりの平均的な法定福利費の割合

工事費	平均的な法定福利費の割合	法定福利費
3,000,000 円	4.00%	120,000 円

(3) 提出された見積書を活用する場合 : 下請業者から提出された法定福利費の内訳明示された見積書を使用し、法定福利費を合算して算出する。

法定福利費 = 元請Aの法定福利費 + 下請Bの法定福利費 + 下請Cの法定福利費

元請・下請業者名	工事費	法定福利費
元請 A	3,000,000 円	120,000 円
下請 B	2,000,000 円	80,000 円
下請 C	1,000,000 円	40,000 円
合計	6,000,000 円	240,000 円

◆ 工事費内訳書の法定福利費の提出・確認・訂正にあたっての留意事項

- ① 一般競争及び指名競争入札を行った場合は、**入札時に提出された工事費内訳書で確認**します。
- ② **随意契約は、契約締結後に工事費内訳書を発注者から入手**してもらい、記入後に提出願います。
- ③ **法定福利費の確認は、契約締結後に行い、一定以上の乖離があった場合は、訂正や算出根拠を求める**場合があります。一定以上の乖離とは、公開用積算内訳書に記載してある法定福利費概算額の1/2未満となる場合です。
- ④ 法定福利費の訂正を行う場合は、**当初計上した現場管理費の内数での訂正**をお願いします。
- ⑤ 法定福利費が適正に計上されている場合又は、明確な理由がある場合は、確認完了となります。
- ⑥ 訂正及び算出根拠の確認を経てもなお改善が見込めない場合は、**確認結果を建設業許可部局へ報告**します。

(2) 建設工事総合評価落札方式の手引きの一部改正について

- ① (技術提案チャレンジ型) 適用区分の拡大**
- ② (技術提案チャレンジ型) 参加条件の一部見直し**

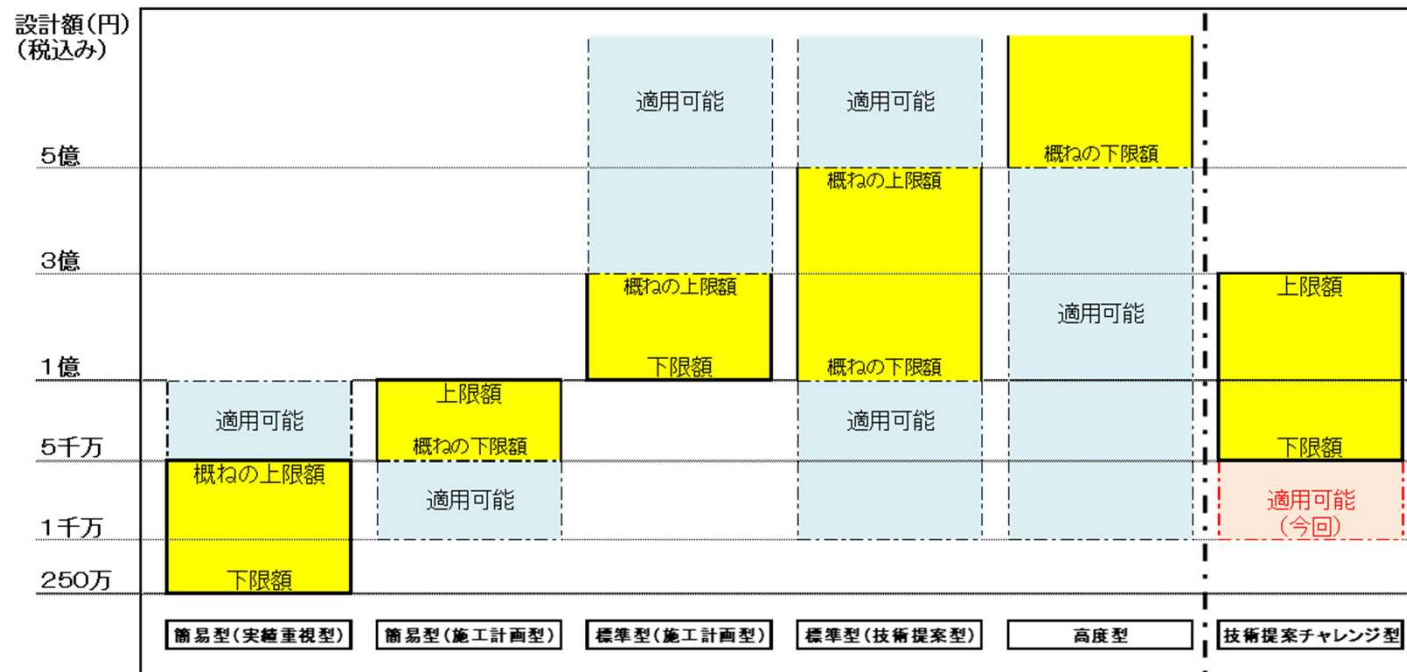
(2) 建設工事総合評価落札方式の手引きの一部改正について

①(技術提案チャレンジ型)適用区分の拡大

総合評価落札方式の適用区分 ⇒ 適用可能金額の拡大

- ・ 技術提案チャレンジ型の積極的な活用を図るため、設計額5千万円以上としている現行基準に対し、他の型式と同様に適用可能範囲を定めるもの。

総合評価落札方式の適用区分



(考え方)

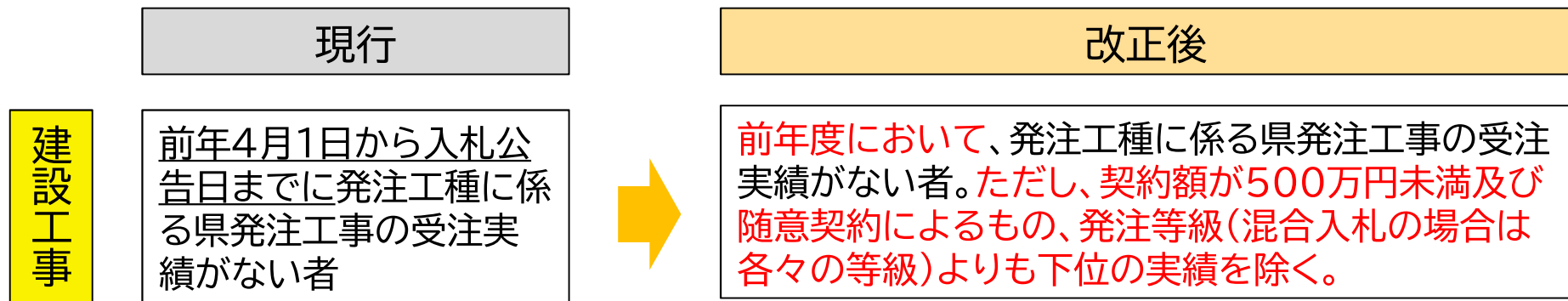
- ・ 下限値は簡易型(施工計画型)、標準型(技術提案型)及び高度型と同様に1千万円を下限とする。

(2) 建設工事総合評価落札方式の手引きの一部改正について

②(技術提案チャレンジ型)参加条件の一部見直し

入札参加条件 ⇒ **参加条件の一部見直し**

- ・ 技術提案チャレンジ型の活用拡大とあわせ、入札参加者の増大、競争性の確保を図るため、技術提案チャレンジ型特有の入札参加条件である前年度からの受注実績に関して対象範囲を見直すもの。



(考え方)

- ・ 当該年度の契約実績を除外し、対象期間を前年度実績に限定するもの。
- ・ 災害応急対応の確保等を踏まえ、随意契約を除外するほか、コリンズや成績評定の対象金額を踏まえ、少額の実績について除外するもの。
- ・ 新たに上位等級に格付けされた企業の受注機会を広げるため、発注等級よりも下位の等級における実績について除外するもの。

- (3) 建設関連業務総合評価落札方式の手引きの一部改正について**
- ① **(簡易型・標準型) 評価基準の改定**
 - ② **(技術提案チャレンジ型) 参加条件の一部見直し**

(3) 建設関連業務総合評価落札方式の手引きの一部改正について

①(簡易型・標準型)評価基準の改定

評価項目「専門技術力(過去3年間の業務成績評定)」及び「専門技術力(過去3年間に担当した同種業務の成績)」⇒ **対象期間の拡大**

- ・ 2つの評価項目について対象期間を過去3年間の業務成績評定としていたものを過去4年間に延伸するもの。

<対象期間拡大の方針>

	建設関連業務				建設工事
	R4年度～	R5年度～	R6年度～	R7年度～(予定)	(参考)
企業評価	2年 最高点	3年 最高点	4年 最高点	5年 平均点	5年 平均点
技術者評価	2年 最高点	3年 最高点	4年 最高点	5年 最高点	5年 最高点

(考え方)

- ・ 建設関連業務の総合評価落札方式では、評価項目「企業評価」及び「技術者評価」において、企業及び技術者の優良な成績を確保し、適切に評価する観点から、業務成績評定の「対象期間」を拡大するもの。なお、この「対象期間」については、昨年度から毎年段階的に延伸することとしており、令和7年度には「企業評価」を5年間の平均点に、「技術者評価」を5年間の最高点に改める予定。

(3) 建設関連業務総合評価落札方式の手引きの一部改正について

①(簡易型・標準型)評価基準の改定

評価項目「専門技術力(過去3年間の業務成績評定)」⇒ 対象期間の拡大

②専門技術力(過去3-4年間の業務成績評定(同業種の最高点))

評価基準	評価	配点
過去3-4年間の同業種の成績が86点以上	優	10
過去3-4年間の同業種の成績が84点以上86点未満	良	7.5
過去3-4年間の同業種の成績が82点以上84点未満	良	5
過去3-4年間の同業種の成績が80点以上82点未満	標準	2.5
過去3-4年間の同業種の成績が80点未満または実績なし	—	0

- 宮城県発注の同業種における直前3-4ヶ年度及び当該業務入札公告日までに完了し、引き渡し完了した業務の最高得点で評価する。
- 業種とは、測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、建築設計の5つを指し、同業種とは当該業務の入札公告に記載の参加資格の承認を受けている業種と同一の業種を指す。
- なお、当該業務が複数業種の場合は、いずれかの業務が同一であれば同業種と見なす。
- なお、令和7年度までに評価基準を「過去5年間の平均点」に改める予定であり、今後、段階的な期間延伸を想定している。
- 実績が無い場合は加点しない。
- 設計共同体として入札参加する場合は、代表者の同業種の実績とする。
- 過去3-4年間の同業種の成績は、設計共同体としての代表者及び構成員としての実績も対象とする。

(3) 建設関連業務総合評価落札方式の手引きの一部改正について

①(簡易型・標準型)評価基準の改定

評価項目「専門技術力(過去3年間に担当した同種業務の成績)」

⇒ 対象期間の拡大

④専門技術力 (過去3-4年間に担当した同種業務の成績)

評価基準	評価	配点
過去3-4年間の同種業務の成績が86点以上	優	20
過去3-4年間の同種業務の成績が84点以上86点未満	良	15
過去3-4年間の同種業務の成績が82点以上84点未満	良	10
過去3-4年間の同種業務の成績が80点以上82点未満	標準	5
過去3-4年間の同種業務の成績が80点未満または実績なし	—	0

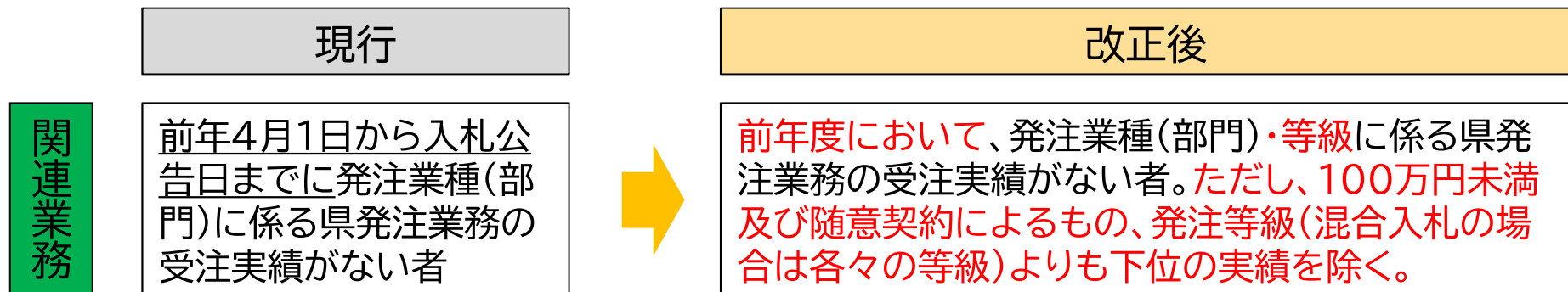
- (様式) 「価格以外の評価項目及び評価基準」で示す「同種業務の条件」のうち、面積や寸法などの数量を除外した内容と、過去3-4年間に担当した業務について業務概要から数量を除外した業務内容とを比較して、合致する業務を同種業務の成績とみなす。
- 宮城県発注の同種業務における直前3-4ヶ年度及び当該業務入札公告日までに完了し、引き渡し完了した業務の技術者評定の最高得点で評価する。
- 実績が無い場合は加点しない。
- 過去3-4年間の同種業務の成績は、設計共同体としての代表者及び構成員としての実績も対象とする。
- 若手技術者(入札公告日時時点で満45歳以下)又は女性技術者を管理技術者として配置し、かつ、管理補助技術者を配置する場合は、管理補助技術者の実績で評価する。

(3) 建設関連業務総合評価落札方式の手引きの一部改正について

②(技術提案チャレンジ型)参加条件の一部見直し

入札参加条件 ⇒ 参加条件の一部見直し

- ・ 入札参加者の増大、競争性の確保を図るため、技術提案チャレンジ型特有の入札参加条件である前年度からの受注実績に関して対象範囲を見直すもの。



(考え方)

- ・ 当該年度の契約実績を除外し、対象期間を前年度実績に限定するもの。
- ・ 災害応急対応の確保等を踏まえ、随意契約を除外するほか、テクリスや成績評定の対象金額を踏まえ、少額の実績について除外するもの。
- ・ 新たに上位等級に格付けされた企業の受注機会を広げるため、発注等級よりも下位の等級における実績について除外するもの。

(4) 建設工事及び建設関連業務における前金払について

1 前金払の割合について

(1) 概要

地方自治法施行令及び地方自治法施行規則の改正（令和6年1月19日公布、令和6年4月1日施行）に伴い、建設工事等の前金払の割合を変更するものです。（東日本大震災の被災地域（岩手県、宮城県、福島県の区域内）に適用された前金払割合の特例の廃止）

(2) 割合の変更

建設工事：現行 契約金額の4.5割以内 → 改正 4割以内
 （※中間前金払については割合の変更はありません。）

建設関連業務：現行 契約金額の3.5割以内 → 改正 3割以内

(3) 割合改正の変遷

	～H23.5.12	H23.5.13～	R4.6.10～	R6.4.1～(今回)
建設工事（通常）※	4割	5割	4.5割	4割
建設関連業務	3割	4割	3.5割	3割

※低入札工事については、2割で変更なし

(4) 適用

令和6年4月1日以降に当初契約を締結する建設工事及び建設関連業務に適用します。

※令和6年3月31日以前に既に契約締結している案件については、この改正による前金払額変更は不要です。

(5) 契約書の改正について

この改正に伴い、工事請負契約書及び設計業務等委託契約書を改正します。

改正後の契約書については、3月末に契約課ホームページに掲載します。

2 建設工事の前払金の使途拡大について

(1) 概要

県工事請負契約書第40条(前払金の使用等)ただし書きで規定している前払金の使途拡大期限の「令和6年3月31日」について、来年度も国の取扱いが継続される場合には、国の取扱いに合わせこの期限を延長します。

(2) 契約書の改正について

使途拡大を継続する場合は、工事請負契約書を改正し、ホームページに掲載します。

令和6年3月31日までに契約締結済の工事で、使途拡大期限の延長を希望する場合には、変更契約が必要です。

※期限の延長を希望しない場合には、変更契約は不要です。

(参考) 変更契約書記載例(1年延長となった場合)

第40条中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

(5) 「優良建設工事施工業者表彰」の制度改革について

1 改正の趣旨

- ・ 本県では、県内企業の技術力向上への意欲を高めるため、他の模範となる優良工事を選定し施工業者を表彰及び公表しています。
- ・ 当制度は、これまで一定の効果を発揮してきたところですが、今後、より一層の工事目的物の品質向上を図るため、優良工事の選定基準を見直すものです。

2 改正の内容

- ・ 「優良建設工事施工業者表彰事務取扱要領」の第2条第2項第3号に、以下のとおり除外規定を追加します。

「優良建設工事施工業者表彰事務取扱要領 第2条(抜粋)」

第2 この要領による表彰の対象工事は、表彰年度の前年度に完成した請負金額が500万円以上かつ工事成績調書考査総合点が85点以上の優良な建設工事とする。

2 次のいずれかに該当する場合は表彰対象としないものとする。

(1) 共同企業体(JV)が施工した場合

(2) 工事成績調書の「法令遵守等」の評定に減点がある場合

(3) 工事成績調書の考査項目の「出来形及び出来ばえ」において、監督員と検査員のいずれかに「a」がない場合

(5) 「優良建設工事施工業者表彰」の制度改革について

(参考) 工事成績調書の該当部分

規程様式第5号 工 事 成 績 調 書 (中間・既済、完成)

Ver.01.2023.02

課名又は公所名

工事番号					工事名						工種															
検査整理番号	建設業許可番号	工事場所				契約金額(最終)																				
		受注者名称					代表者職・氏名																			
考 査 項 目 ※5	監督員・主任監督員					総括監督員					検査員															
	氏名(主任監督員)	印				氏名	印				検査年月日	年月日				検査年月日	年月日									
氏名(監督員)	印				氏名	印				氏名					氏名											
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1 施工体制	I 施工体制一般	3	1.5	0	-5	-10																				
	II 配置技術者	3	1.5	0	-5	-10																				
2 施工状況	I 施工管理	3	1.5	0	-5	-10						5		2.5		0	-7.5	-15	5		2.5		0	-7.5	-15	
	II 工程管理	2	1	0	-5	-10	6	3	0	-4.5	-9															
	III 安全対策	2	1	0	-5	-10	9	4.5	0	-4.5	-9															
	IV 対外関係	2	1	0	-2.5	-5																				
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	3	1.5	0	-2.5	-5						10		5	2.5	0	-10	-20	10	7.5	5	2.5	0	-10	-20	
	II 品質	4	2	0	-2.5	-5						15	12	7.5	4	0	-12.5	-25	15	12	7.5	4	0	-12.5	-25	
	III 出来ばえ											5		2.5		0	-5		5		2.5		0	-5		
4 工事特性	I 施工条件等への対応 ※	≦ 8					≦ 10																			
5 創意工夫	I 創意工夫 ※2	≦ 5																								
6 社会性等	I 地域への貢献等 ※3						≦ 10																			
加減点合計 (1 + 2 + 3 + 4 + 5 + 6)		点					点					点					点									
評定点 (6.5 ± 加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点									
評 定 点 計		点					○既済部分(中間)検査があった場合： (①点×0.4 + ②点×0.2 + ③点×0.2 + ④点×0.2) ○既済部分(中間)検査がなかった場合： (①点×0.4 + ②点×0.2 + ③点×0.4)																			
7 法令遵守等 ※6		点					※8 既に行われた中間検査評定内容のとおりであることを確認し氏名： 印																			
総 合 点 ※7		点					= 評定点計 - 7, 法令遵守等																			

「3 出来形及び出来ばえ」で、監督員と検査員のいずれにも「a」が1つ以上あることを追加条件とする

3 改正の適用

この改正は、令和6年4月1日から施行し、令和7年度表彰(対象：令和6年度完成工事)から適用します。